

NEWS 運動会があります！！

平成18年10月1日より
新制度が施行されます

平成18年10月1日より新制度が施行されます

平成18年10月から子どもの支援の制度が大きく変わります。基本的な施行の内容は「ばら通信」4月号でお知らせした通りです。4月から9月までの様々な折衝の中で、いくつかの点に変更が加えられました。そのひとつに保護者負担の減免があります。減免対象が、当初案では市町村民税非課税まででしたが、2万円以下まで幅が広がりました。減免のための提出書類は少し煩雑ですが、負担金・食事代に減免されることとなります。当初案に比較すれば大きな前進と思います。今後もこの法律は変わっていくという前提で施行されるようですので、不具合な点、負担の軽減、施設運営の安定化など課題をしっかりとって、保護者の方々と10月を迎えたいと思います。

平成18年8月18日に県からの説明がありました

平成18年8月18日に10月施行のため、県の障害福祉課より説明会がオリブ園で開かれました。基本的にオリブ園在籍の子どもさんの保護者の方々に聞いて頂きました。内容はこれまでに皆さんにお伝えしてきた内容と同じでしたが、契約の事務手続き等についてのお話がありました。書類、添付書類についての書き方等もはなされました。

「ことば」の教室の籍の方々へ

以前からご連絡してきましたように、新しい制度では「定員」の考え方が、これまでの30名という形から1日30名（オリブ園の場合）という考え方に変わります。そのため、契約される方の数を多くしていく必要があります。そのため「ことば」の教室の籍の方にオリブ園契約に移行をお願いしてきました。内容的にはこれまでと変わらない対応を目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。詳しいことは各担当にお話を聞いて下さい。

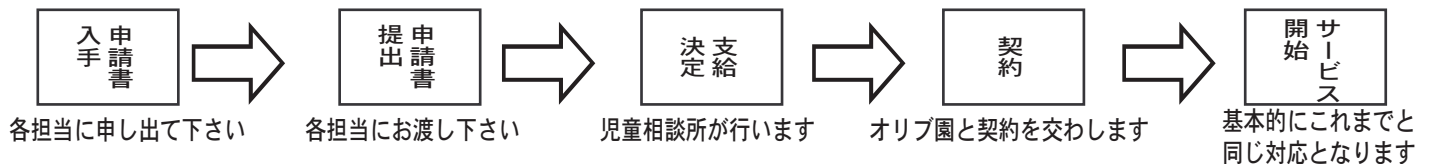
オリブ園との契約が困難な場合があります

オリブ園との契約が困難な場合があります。それは以下の方々です。

・学童 ・他の施設と契約している場合 等です。

この方々の場合はこれまでと同じように「ことば」の教室籍で継続していくことになります。

契約までの手続き



契約まで

支給決定までには、子どもさんが支援を受ける対象として、児童相談所に認めてもらう必要があります。この手続きができるだけ簡素化されるようお願いをしております。しかし、事務的には立て込んでおり、支給決定の時期が10月以降にずれ込む可能性が考えられます。事務的手続きが開始時期に間に合わないということのようです。遅くなっておりますがご了承お願い致します。一応10月～12月の期間をみております。

これまでと同様、子どもさんとご家族の立場にたった支援を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。担当のほうからもお話するようにします。